○安芸高田市広報あきたかた広告掲載要領

平成20年7月4日 告示第130号

改正 平成30年11月1日告示第44号 令和3年7月30日告示第62号

(趣旨)

第1条 この要領は、広報あきたかた(毎月第4木曜日に発行する市の広報紙(ただし 印刷したものに限る。))に広告を掲載することについて、安芸高田市広告掲載事 業実施要綱(平成19年安芸高田市告示第253号。以下「要綱」という。)及び安芸 高田市広告掲載基準(平成19年安芸高田市告示第254号。以下「掲載基準」とい う。)に規定する事項のほか、必要な事項について定める。

(掲載の位置等)

第2条 掲載する広告の位置は、広報あきたかたの暮しの情報ページの下段とする。ただし、編集上の都合により掲載位置を変更することがある。

(掲載枠及び広告掲載料)

第3条 掲載する広告の規格及び広告掲載料は次のとおりとする。

規格		広告掲載料
全頁	4色	1回当たり100,000円(消費税を含む。)
半頁	4色	1回当たり50,000円(消費税を含む。)
1/4頁	4色	1回当たり25,000円(消費税を含む。)
1/8頁	4色	1回当たり12,500円(消費税を含む。)

2 1回の広報あきたかたの発行につき、前項に規定する1/4頁4つ分の大きさの枠を確保するものとする。

(掲載可能な広告等の範囲)

第4条 広報あきたかたに広告を掲載することのできる業種、事業者、広告の内容 及び広告のデザインの範囲は、掲載基準の規定に適合するものに限ることとす る。

(掲載の申込み)

第5条 広報あきたかたに広告の掲載を希望する者(以下「広告掲載希望者」という。)は、市長が定める日までに広告掲載申込書(様式第1号)に必要事項を記入のうえ、市長に提出しなければならない。

- 2 広告掲載希望者が1回の広報あきたかたにつき申し込むことができる枠数は、1 枠に限るものとする。
- 3 広告掲載希望者は連続して3回を超えて広報あきたかたに広告を掲載することはできない。ただし、広告を掲載する枠が空いている場合はその限りではない。 (掲載の決定)
- 第6条 市長は、広告の掲載の可否を決定し、広告掲載希望者に広告掲載決定通知書(様式第2号)又は広告不掲載決定通知書(様式第3号)により通知するものとする。

(その他)

第7条 この要領に定めるもののほか、広報あきたかたへの広告掲載に関し必要な 事項は、別に定める。

附則

この告示は、平成20年7月4日から施行する。

附 則(平成30年11月1日告示第44号)

この告示は、平成30年11月1日から施行する。

附 則(令和3年7月30日告示第62号)

この告示は、令和3年9月1日から施行する。

安芸高田市長 様

広 告 掲 載 申 込 書

安芸高田市広告掲載事業実施要綱の規定により、安芸高田市が募集する広告掲載媒体への 広告掲載を申し込みます。

申込者	住		所	
	名		称	
	代	表	者	(FI)
	職	氏	名	(H)
	担	当	者	
	所属・氏名		氏名	
	連	Т	E L	
	絡	F	A X	
	先	Е	ノール	
	業		種	
取扱広告代理店名			店名	
希望広告掲載媒体希望箇所		称	広報あきたかた印刷物への広告	
		2箇所	暮しの情報ページの下段のいずれか	
掲載する広告の内容)内容	
掲	掲載希望期間			年 月号発刊分 ~ 年 月号発刊分
遵 守 事 項			項	○関係法令、安芸高田市広告掲載事業実施要綱及び掲載基準等を遵守します。○安芸高田市税、水道料金及び下水道使用料の滞納はありません。○安芸高田市が市税等納付状況を調査することに同意します。
備			考	

^{*}広告原稿、デザイン案等、掲載したい広告の内容がわかる資料を添付すること。